

30 監査第1052号
平成31年3月26日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員職務執行者 山本 由美子

定期監査の結果に関する報告

地方自治法第199条第4項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

記

1 監査の種類

平成30年度定期監査

2 監査の期間、監査対象課等、監査の対象

(1) 平成30年9月14日～平成30年11月15日

○健康福祉部（地域福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども未来課、
保育課）

・監査の対象課にかかる平成30年度の財務に関する事務の執行について

(2) 平成30年10月15日～平成30年12月28日

○議会事務局

○市長公室（秘書広報課、人事課、ふるさと創生課、光秀大河推進課）

○企画管理部（企画調整課、財政課、契約検査課）

○会計管理室（財産管理課、会計課）

・監査の対象課等にかかる平成30年度の財務に関する事務の執行について

○上下水道部（総務・経営課、お客様サービス課、水道課、下水道課）

○市立病院

- ・監査の対象課等にかかる平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(3) 平成31年1月18日～平成31年3月8日

○産業観光部（商工観光課、農林振興課、農地整備課）

○農業委員会事務局

- ・監査の対象課等にかかる平成30年度の財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。

5 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いては概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 健康福祉部

以下の各課に係る平成30年8月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 地域福祉課

亀岡市福祉コミュニティづくり支援事業委託において、予定価格調書の作成を省略していたが、省略する理由を伺書に明記していなかった。

「予定価格の取扱いについて」（平成23年4月27日付け23執第1004号企画管理部長通知）では、予定価格調書を省略する場合、予定価格調書を省略する理由を明らかにすることとされている。

契約事務を適正に行われたい。

イ 障害福祉課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 高齢福祉課

(ア) 敬老乗車券利用者負担金に係る現金の時間外の保管において、収納した現金が課内の施錠できる棚で保管されていた。

窓口収納現金取扱基準には、勤務時間外における現金の保管は会計課金庫で保管することが定められている。

取扱基準に基づき適正な保管をされたい。

(イ) 亀岡市介護予防センター（畑野健康ふれあいセンター）の指定管理において、受注者から業務主任の届出が提出されていなかった。

基本協定書には、業務の管理を担当する業務主任を定め、書面をもって通知することと定められている。

協定書に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 介護保険料の滞納繰越分普通徴収保険料に係る繰越調定事務において、繰越調定額に誤りがあった。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 健康増進課

広域予防接種事業業務委託において、予防接種業務と予防接種審査支払業務の単価契約をしていたが、予防接種業務費の積算根拠が不十分であった。

積算根拠のわかる資料を伺書に添付されたい。

オ こども未来課

特に指摘する事項はなかった。

カ 保育課

預かり保育事業保護者負担金及び保育所広域入所運営費において、事後調定が行われていた。

地方自治法には歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならぬと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 議会事務局

平成30年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(3) 市長公室

以下の各課に係る平成30年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 秘書広報課

特に指摘する事項はなかった。

イ 人事課

特に指摘する事項はなかった。

ウ ふるさと創生課

特に指摘する事項はなかった。

エ 光秀大河推進課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 企画管理部

以下の各課に係る平成30年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 企画調整課

特に指摘する事項はなかった。

イ 財政課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 契約検査課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 会計管理室

以下の各課に係る平成30年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正

な事務処理をされたい。

ア 財産管理課

土地売払収入（法定外公共物）において、契約書の中で語句の統一ができていなかった。

契約書の記載内容に誤りがないか十分に確認されたい。

イ 会計課

特に指摘する事項はなかった。

(6) 上下水道部

以下の各課に係る平成30年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 総務・経営課、お客様サービス課、水道課（水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

イ 総務・経営課、お客様サービス課、下水道課（下水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

ウ 総務・経営課、お客様サービス課、下水道課（地域下水道事業特別会計）

特に指摘する事項はなかった。

(7) 市立病院

平成30年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

亀岡市立病院医事関連業務委託契約に係る委託料積算資料に積算者及び検算者が記入されていなかった。

入札・契約事務の手引きには積算者と検算者を明記するように定められている。

適正な事務処理をされたい。

(8) 産業観光部

以下の各課に係る平成30年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 商工観光課

特に指摘する事項はなかった。

イ 農林振興課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 農地整備課

特に指摘する事項はなかった。

(9) 農業委員会事務局

平成30年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

以上が平成30年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた以下の点については、今後の事務処理において留意されたい。

各種の契約や補助金を監査する中で、契約手続きに不備があるもの、業務の実態を契約書に反映できていないもの、また、契約の履行確認や補助金を確定する際の調査・確認を形式的に行っているのではないかと危惧されるものがあった。

これらのことは、同じ相手と長期にわたって繰り返し行っている随意契約や補助金に見受けられ、疑問を持たずに正しいものとして前例踏襲で事務を行っていることが原因と考えられる。

財務に関する事務の執行においては、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、事業目的に沿って事務が執行され、効率的に成果を上げることが求められている。

契約の履行確認や補助金確定時の調査・確認においては、完了報告書や実績報告書のみを形式的に検査するのではなく、契約書、仕様書、それに状況写真、証拠書類などの資料による確認のほか、必要に応じて現場確認を行うなど適正な検査を実施する必要がある。

安易に前例を踏襲するのではなく、事業完了後には検査とともに効果の検証を行い、何か見直すべき点はないかという改善意識をもって事業に取り組むことを望む。